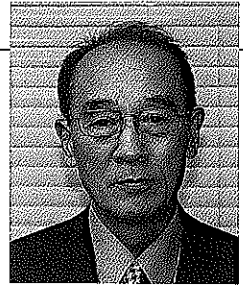


TPP交渉ルール分野： 知財・環境など 日本は途上国の主張を できる限り支えよ。 米国は柔軟な対応に転じよ



公益財団法人日本農業研究所
客員研究員
服部信司

1. 首席交渉官会合：「進展」は6分野にとどまる

さる8月下旬のTPP第19回交渉（於ブルネイ）は、アメリカの強い主張の下で、「10月大枠合意→年内妥結」の目標を設定した。それを実現する重要な行程として、重要分野（物品自由化、知財、環境など）の中間交渉会議が9月～10月上旬に設定されるとともに、9月18～21日に首席交渉官会合がワシントンにおいて開催された。

だが、首席交渉官会合についてのアメリカ通商代表部の説明文書では、「合意に向けて進展があった」分野は、「衛生・動植物検疫」、「貿易の技術的障壁」、「税関」など6分野にとどまっている。交渉24分野（物品自由化3分野、ルール21分野）中の4分の1、ルール分野に絞っても3分の1にすぎない。10月大枠合意といっても、「協定の原則、あるいは、いくつかの分野の合意」を発表する程度の内容になるかもしれない（その可能性が浮かび上がってきた）のである。

2. 知財・環境・国営企業：アメリカと途上国が対立

前回ブルネイでの交渉終了後、アメリカ政

府は「困難な課題がある分野」として知財、環境、国営企業の3分野を挙げた。首席交渉官会合を経ても、その3分野の状態は変わっていないのである。では、何が「困難」なのか。それは、WTO協定を上回る内容をルール化しようとする、あるいは、アメリカ企業の要請をストレートにルール化しようとするアメリカ提案から生まれている。

（1）知財 最大の対立点である、ワクチン・血清などの生物学的薬剤・臨床データの新薬開発会社による独占的使用期間（その間は他の製薬会社は、その臨床データを用いた後発薬の製造・販売ができない）について、アメリカは製薬会社の強い要請の下に12年間の提案することを準備。マレーシア、ベトナムなどは、そうなれば、廉価版薬剤（ジェネリックス）の発売が大幅に遅れ薬価の上昇を引き起こす→途上国にとっては死活問題として強く反対している（詳しくは前号を見られたい）。

（2）環境 ここでのアメリカと途上国との間の対立点は、環境をめぐる紛争が生じた場合、紛争処理機構が提起した裁定内容の実施を、強制的なもの（貿易制裁を伴うもの、国内罰則を伴うもの）にするか、否かにある。

アメリカ提案は、強制力を伴うものにすべき、とする。労働についても同じである。途上国は、強制力は必要がないとする。途上国は経済発展の途次にあり、その経済社会ははまだ成熟の段階には達していないからである。

(3) 国営企業 アメリカは、「3～5年で国営企業の優遇措置をなくす」提案を行っていると言われる。これに、途上国が反対している。旧社会主義国のベトナムは7500の国営企業が経済活動の主要部分を担っており、マレーシア、シンガポールにおいても、国営企業は重要な位置を占めているからである。

3. 日本は途上国の主張を考慮し支えよ

知財の中心問題＝生物学的薬剤の特許期間について、日本は、人道的見地から、12年間という長期の期間に反対する途上国の主張を考慮し、途上国の納得しうる期間とするように努力すべきである。

環境・労働の紛争処理機構の裁定内容の実施について強制力を持たせるか、否かについても同じである。「衛生・動植物検疫」が「合意に向けて進展」し得たのは、アメリカがこの分野での紛争処理裁定の実施に強制力を持たせる提案を控えたからである。このことが深く留意される必要がある。また、国営企業規制についても、優遇措置の撤廃期間について途上国の現実を踏まえた現実的な期間の設定が必要であろう。

日本は、これらの分野において、途上国の主

張を十分に考慮し、それを支えるべきである。

4. アメリカは、多様な経済社会の在り方を認め、柔軟な姿勢に転じるべき

フロマン・アメリカ通商代表は、9月9日、170人の関係者に対し「アメリカは、今年内に交渉を取りまとめるために、困難な決断をしなければならない段階に入っている。誰もが、すべての決定に100%満足するものとはならない」と語ったと報じられている。フロマン代表は、交渉を取りまとめるには、アメリカが譲る＝柔軟になる必要を認め、関係者にその必要を提起したといえよう。

これに対し、全米商工会議所や全国養豚生産者協会などアメリカ・ビジネス9団体は、9月18日、「T P P交渉は、首脳声明に示された野心的な目標のレベルに遠く及んでいない。その水準に達するように、交渉努力を倍増すべき」とする声明を発表した。だが、アメリカが従来の方針を続ける限り、交渉の合意はない。

T P P交渉が終結＝合意するには、その時期が早かろうが、遅かろうが、アメリカが各国の経済社会の多様な在り方－特に、途上国の多様な在り方－を認め、アメリカの国内ルールをT P Pルールにするという一方的かつ硬直的な提案を柔軟化させることが必要なのである。同様に、関税に関して、センシティブ品目を関税撤廃の例外とすることを認める柔軟性がアメリカに問われている。